

申請

農園環第1175号

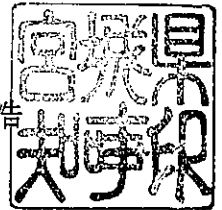
平成25年3月14日

原子力災害対策本部長

内閣総理大臣

安倍 晋三 殿

宮城県知事 村井 嘉浩



原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項
に基づき平成25年1月17日付け指示について、下記のとおり申請する。

記

出荷制限が指示された宮城県栗原市(旧金田村の区域に限る。)において産出された大豆のうち、別紙の「出荷制限区域において産出された大豆に関する宮城県管理計画」に基づき管理され、放射性物質についての全袋検査を受け、基準値以下であることが確認された大豆について、出荷制限を解除すること。

出荷制限区域において産出された大豆に関する宮城県管理計画

宮城県（以下「県」という。）は、食品衛生法の放射性セシウムの基準値を超過する大豆が流通しないよう、原子力災害対策本部から大豆の出荷制限の指示があった区域（以下、「対象区域」という。）において生産された大豆について、本計画に基づき管理を行う。

市町村は、対象区域において生産された大豆について本計画及び市町村が定めた管理計画に基づき管理を行う。

1 本計画の対象区域

栗原市旧金田村（栗原市一迫の一部地域）

2 大豆の流通防止

県は、対象区域の市（以下、市という。）及び関係団体と連携して、本計画及び市が定めた管理計画の内容について、生産者や集出荷団体等に対し周知を図る。特に、対象区域内で生産された大豆が、放射性物質の検査を受け、基準値以下であることが確認される前に、出荷・販売・譲渡・贈答などされることがないように、生産者、集出荷団体等に対し呼びかけ等により周知を図る。

3 生産量・在庫量の把握

県は、市が策定した管理計画に基づく、管理台帳の作成、生産量の把握（自家消費を含む）及び出荷在庫量の把握が適切に実施されるよう必要に応じて支援するとともに、市から管理台帳の写しの提出を受け、現地調査や管理台帳を通じ、その実施を確認する。

4 大豆の放射性物質の検査

(1) 検査の実施

県は、市と連携して作成した検査実施計画に基づく、放射性物質検査について、関係機関と連携して対象区域の大豆の全袋検査がもれなく検査できる体制を整備し、ゲルマニウム半導体検出器により、放射性セシウム濃度を測定する。

(2) 検査結果の確認、報告及び公表

県は、検査機関から検査結果のデータ提出を受けた場合、検査に供した全ての大豆の検査が行われていることを確認し、速やかに国及び市に報告するとともに、検査の結果について報道機関や県ホームページ等を通じて公表する。

(3) 放射性物質の検査が終了した大豆の取扱い

県は、市と連携し、対象区域の全袋検査の終了後、基準値以下であることが通知された袋単位の大豆について検査済みであることが明確になるようラベル等で区分するとともに、生産者に出荷販売が可能となったことを速やかに通知する。なお、基準値を超過した大豆が発生した場合、速やかに市を通じて生産者に通知し、該当する袋単位の大豆が市の管理下で確実に隔離、保管されていることを確認する。

5 基準値を超過した大豆の処分

県は、市、関係団体の協力を得て、基準値を超過した大豆の数量を確認し、市が実施する隔離保管及び焼却処分など適切な方法により処分が行われるよう指導する。

また、県は、市から報告のあった管理台帳に基づき、処分状況を確認するとともに、必要に応じて、現地調査を行い、基準値を超過した大豆の処分が確実に実施されたことを確認する。

栗原市大豆管理計画

1 管理計画の対象区域

栗原市旧金田村

2 保管中の大豆の流通防止

出荷制限が課された時点で、市は、栗原市農業再生協議会（以下、再生協議会）等と連携して、出荷制限が課された区域の生産者、集出荷団体に対して文書を配布すること等により、当該時点における在庫の流通防止の呼びかけ等を実施する。

3 生産量・在庫量の把握

(1) 管理台帳の作成

出荷制限が課された時点で、市は再生協議会等と連携して、対象区域の大豆（自家消費を含む）に係る全ての生産者を把握し、生産者名、生産者住所、作付面積、生産量、在庫量、出荷・自家消費の区分や保管場所等を記載した管理台帳を作成する。

(2) 生産量等の把握

出荷制限が課された時点で、市は、再生協議会と連携して、生産者の保管場所の現地確認を行い、対象区域の大豆の生産量及び在庫量（自家消費等を含めた全量）等を生産者毎に全量把握し、管理台帳に記載する。

なお、市は、現地確認の結果、管理台帳と異なる内容が認められた場合は、管理台帳を修正する。

(3) 全量全袋の識別管理

上記（2）により把握した大豆について、袋毎に番号等を付して、全袋を識別管理する。

(4) 管理台帳の提出

市は、生産情報等管理台帳に整備した段階で、県に管理台帳の写しを提出する。

4 大豆の放射性物質検査（全袋検査）

(1) 大豆の放射性物質検査の実施

市は、県及び再生協議会と連携して、管理台帳のデータに基づき、検査の順番等を内容とする全袋の検査実施計画書を策定し、県に提出する。当該検査実施計画書に基づき、上記3.（2）において把握された在庫量の全量全袋について、県と連携のうえ、放射性物質検査を実施する。

(2) 管理台帳等による確認

市は、県からの検査結果を速やかに管理台帳に記載するとともに、上記3.（2）において把握された在庫量の全量全袋について、放射性物質検査が行われているか、管理台帳等で確認する。

5 基準値を超過した大豆の処分

(1) 処分の考え方

市は、JA栗っこ、集荷業者、再生協議会等の協力を得て、上記3.(2)において把握された在庫量の全量のうち基準値を超過した大豆の数量を確認し、隔離保管して焼却処分など適正な方法により処分を行う。

(2) 管理台帳等による確認

市は、処分後、上記3.(2)において把握された在庫量の全量のうち、基準値を超過した大豆が全て焼却など適正な方法により処分されたことを確認後、管理台帳に記載し、県へ報告する。